

千葉県報

号外
令和6年3月29日

主要目次

- 千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

規則

千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十九号

千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

(千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則の一部改正)

第一条 千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則(平成十七年千葉県規則第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第二号中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、「第四十五条第四項」を「第四十五条第五項」に、「第十二条第三項又は第四十五条第二項」を「第十二条第四項又は第四十五条第三項」に改める。

(千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の一部改正)

第二条 千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則(令和三年千葉県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第二号中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、「第四十五条第四項」を「第四十五条第五項」に、「第十二条第三項又は第四十五条第二項」を「第十二条第四項又は第四十五条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則(平成十九年千葉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「第十二条の二の四第二項第一号」を「第十二条の二の十一第二項第一号」に改め、同条第三項第三号中「第十二条の二の四第二項第一号」を「第十二条の二の十一第二項第一号」に改める。

第三十条第一号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、同条第二号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、ホをニとする。

第三十三条第一号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、同条第二号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号中ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとし、同条第三号イ中「からハまで及びホ」を「ロ及びニ」に改める。

第三十四条中「定める書類」の下に「(同項第一号に定める規定に係るものに限る。)」を加え、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県県税条例施行規則第六条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項」とあるのは、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項」とする。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八